

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- 都市整備局都市基盤部街路計画課……………
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………（住宅政策本部民間住宅部不動産課）……………
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………
- 港湾施設の開場時間の臨時変更……………（港湾局港湾経営部経営課）……………
- 警備業法第五十一条の診断を行う医師の指定……………
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の二の診断を行う医師の指定……………
- 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………

告示

●東京都告示第千二百七十六号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一

項の規定に基づき調布都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和五年十二月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 調布市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・九号 入間蛇久保線
- 三 事業施行期間 令和五年十二月十九日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 調布市東つじヶ丘三丁目及び西つじヶ丘四丁目各地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千二百七十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
令和五年十二月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 令和六年一月十八日 午前十時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社MHインベストメント
- (二) 代表者氏名 代表取締役 堀田 正浩
- (三) 主たる事務 大田区蒲田五丁目五番九一八〇三号

所の所在地
(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四九二四号
(五) 免許年月日 令和二年六月十九日

- 一 日時 令和六年一月十八日 午後四時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 有限会社クローバーホーム
- (二) 代表者氏名 取締役 成田 博孝
- (三) 主たる事務 所 八王子市山田町千六百三十一番地の一
- (四) 免許証番号 東京都知事(8)第五九四〇六号
- (五) 免許年月日 令和三年八月十七日

●東京都告示第千二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、令和五年十二月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和五年十二月十九日

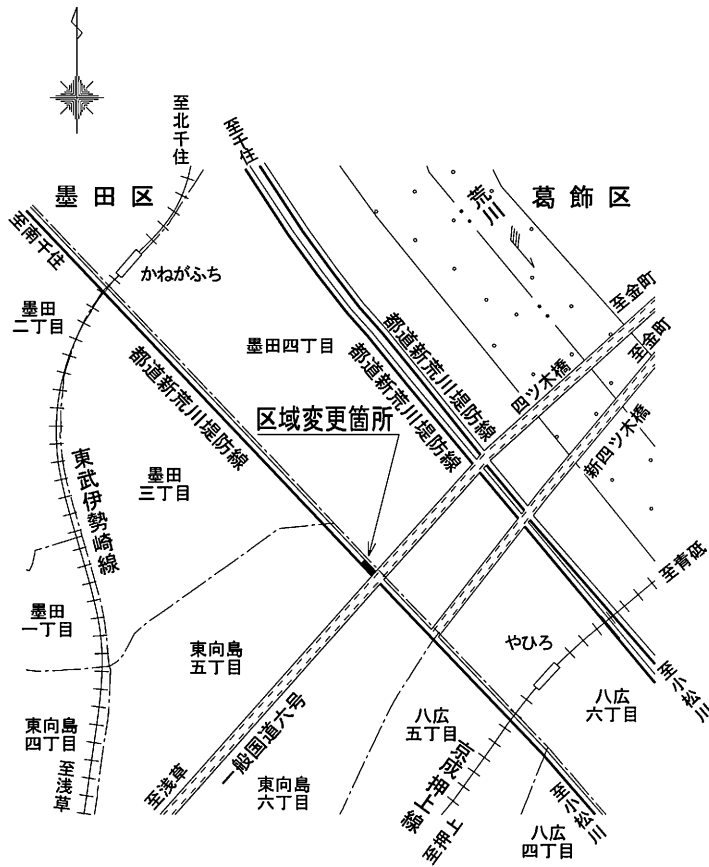
東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 新荒川堤防
- 二 変更の区間 墨田区墨田四丁目二十七番三地先
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

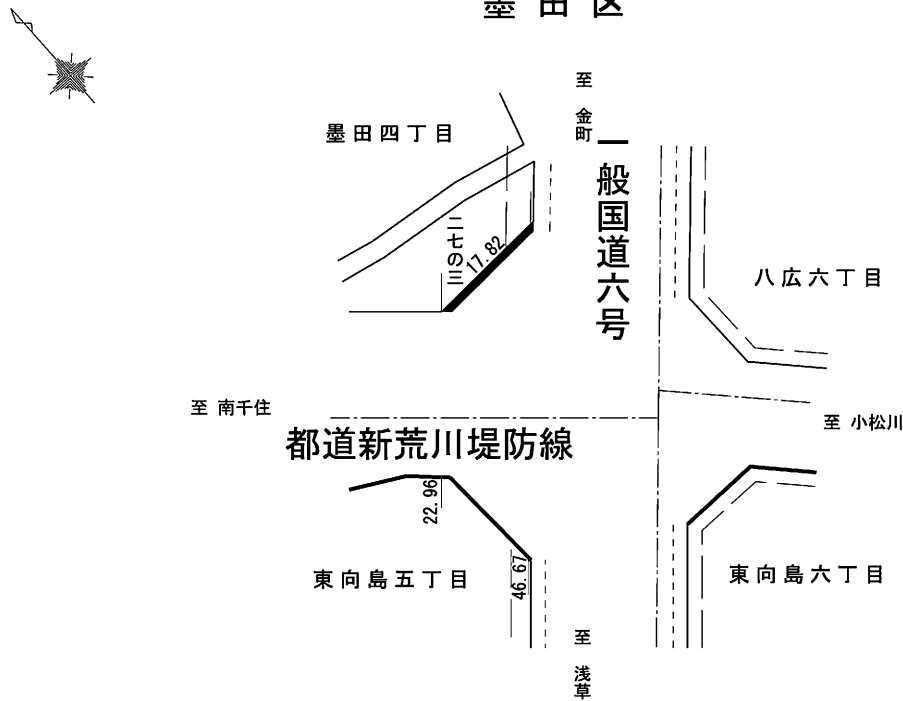
別図

都道新荒川堤防線区域変更略図
墨田区墨田四丁目地内

一般国道
 都道
 特別区道
 編入区域
 延長 一二・五一メートル
 面積 一六・六八平方メートル
 計画線



墨田区



●東京都告示第千二百七十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十二号)第五条の規定により、次の港湾施設の開場時間を臨時に変更する。

令和五年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 種類 橋りょう附帯施設(遊歩道)
- 二 名称 レインボーブリッジ橋りょう附帯施設
- 三 開場日時 令和五年十二月三十一日午前十時から午後十二時まで
令和六年一月一日午前零時から午後六時まで
(興船千船十番から千船六番まで)

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第423号

警備業法第51条の診断を行う医師の指定に関する規則(平成17年東京都公安委員会規則第15号)第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

令和5年12月19日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
高橋あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22

番1号

●東京都公安委員会告示第424号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の診断を行う医師の指定に関する規則(平成17年東京都公安委員会規則第16号)第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

令和5年12月19日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
高橋あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号

●東京都公安委員会告示第425号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年東京都公安委員会規則第14号)第1条の規定に基づき診断を行う医師として次の者を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

令和5年12月19日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
清水聰一郎	東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁目7番1号
佐藤 友彦	同上	同上
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

2 次に掲げる法第12条の3の診断を行う医師

- (1) 法第5条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する者(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第8条第3号に定める病気にかかっている者及び介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症(以下「認知症」という。)である者を除く。)の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
高橋あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

- (2) 令第8条第3号に定める病気にかかっている者の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
大沼 悌一	医療法人社団むさしの国分寺クリニック	国分寺市本町四丁目1番9号 国分寺本町クリスタルビル3階

(3) 認知症である者の診断を行う医師

加藤 昌明	同上	同上
医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
清水聰一郎	東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁目7番1号
佐藤 友彦	同上	同上
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 神宮前六丁目地区第一種市街地再開発事業

二 店舗所在地 渋谷区神宮前六丁目千番

三 設置者名 神六再開発株式会社

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年十二月六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和五年十二月十九日から令和六年一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八一)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

